第一 総則

日的

この法律は、 独立行政法人日本芸術文化振興会の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めるこ

とを目的とすること。

二名称

この法律及び独立行政法人通則法 (以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される独立

行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とすること。

三 振興会の目的

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、芸術家及び芸術に関する団体が行

う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を

行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(第四の一において「伝統芸能」という。)の公開、 、 伝承

者の養成、 調査研究を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(同項

において「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、 調査研究等を行い、 その振興及び普及

を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とすること。

四 事務所

主たる事務所を東京都に置くこと。

五 資本金

振興会の資本金について所要の規定を設けること。

六 名称の使用制限

振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならないとすること。

第二 役員及び職員

一役員

振興会の役員の人数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設けること。

一 役員の欠格条項の特例

通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、 非常勤の理事又は監事

となることができるものとすること。

三役員及び職員の地位

振興会の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなす

こと。

第三 評議員会

一評議員会

評議員会の構成及び所掌について所要の規定を設けること。

二評議員

評議員の任命、任期及び解任について所要の規定を設けること。

第四 業務等

一業務の範囲

振興会は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

- 1 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の

文化の振興を目的とするもの

- 八 イ及び口に掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、 文化財である工芸技術の
- 伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又

は普及を図るための活動

- 2 公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。 劇場施設 (伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の

その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係

者の研修を行うこと。

3

- 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
- 5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事

業の利用に供すること。

- 6 1から5までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 7 振興会は、 1から6までの業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、 2の劇場施設を一

般の利用に供する業務を行うことができるものとすること。

二 積立金の処分

- 1 振興会は、 中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定によ
- 金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の る整理を行った後、 **積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた**
- 中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとすること。
- 2 聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとすること。 文部科学大臣は、1の承認をしようとするときは、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を
- 3 その残余の額を国庫に納付しなければならないものとすること。 振興会は、1の積立金の額から文部科学大臣の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、

二 芸術文化振興基金

1 振興会は、一の1の業務及びこれに附帯する6の業務に必要な経費の財源をその運用によって得る

ために芸術文化振興基金を設けるものとすること。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準

用することとし、所要の読替えを行うこと。

四(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、一の1の規定により振

興会が支給する資金について準用すること。

第五 雑則

一 主務大臣等

主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

二 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しない

ものとすること。

二 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、 振興会の役員及び職員には、 適用しないものとすること。

第六 罰則

所要の罰則規定を設けるものとすること。

第七 附則

一施行期日

この法律の施行期日について定めること。

一 日本芸術文化振興会の解散等

1 日本芸術文化振興会 (以下「旧振興会」という。) は、振興会の成立の時において解散するものと

し、その一切の権利及び義務は、その時において、2により国が承継する資産を除き、振興会が承継

するものとすること。

2 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必

要な資産以外の資産は、振興会の成立の時において国が承継するものとすること。

3 1により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資

産の価額(一部の金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたも

のとすること。

三 日本芸術文化振興会法を廃止すること。

四 その他所要の経過措置等を整備すること。

五 関係法律の一部を改正するものとすること。